

平成 22 年 5 月 14 日

原子力発電設備の保全活動の充実に係る検査制度の導入にともなう 福島第一原子力発電所 6 号機の保全計画の届出について

当社は、平成 21 年 1 月 1 日に施行された経済産業省令^{*1}にもとづき、本日、経済産業省へ福島第一原子力発電所 6 号機の第 22 保全サイクル^{*2}に関する保全計画の届出を行いました。

これは、原子力発電設備の保全活動の充実に係る検査制度の導入にともない、保安規程^{*3}に同号機の保全計画を定めたものであり、これまでと同様に運転期間を 13 ヶ月として、機器の点検計画、取替えおよび改造計画、定期検査時の安全管理等を策定しております。

今後も、原子力発電施設に対する保全活動を充実させることで、プラント全体の信頼性をより一層向上させてまいります。

以 上

* 1 平成 21 年 1 月 1 日に施行された経済産業省令

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正に併せ、電気事業法施行規則の一部が改正されたもの。主な改正点は以下の項目。

- ・ 保安規程の記載事項についての整理（原子力発電工作物に求める保安規程の記載事項と、他の事業用電気工作物に求める保安規程の記載事項を区別し、当該区別毎に届出。第 50 条）
- ・ 保全活動の充実（保全計画の届出、および予防保全の徹底。第 50 条、第 94 条の 3）
- ・ 定期検査の時期の適正化（第 91 条）

* 2 第 22 保全サイクル

第 22 回定期検査開始日から第 23 回定期検査開始日の前日までの期間。

* 3 保安規程

事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安について、電気事業法第 42 条にもとづき、事業者自らが基本的な事項を定めて、国に届け出ているもの。

保安規程は、事業用電気工作物の種類ごと〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物を除く）〕と〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕に定めている。

また、保全計画は平成 21 年 4 月 1 日以降に定期検査を開始するプラント毎に、順次、保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕の別紙として定めることとしている。